

パブリックコメントからの変更点

【パブリックコメント版】

収入金額	<u>本 業</u>	<u>副 業</u>	
300万円超	社会通念で判断	社会通念で判断	
300万円以下		<table border="1"> <tr> <td>事業所得 (反証がある場合)</td> <td>業務に係る雑所得</td> </tr> </table>	事業所得 (反証がある場合)
事業所得 (反証がある場合)	業務に係る雑所得		

【修正案】

収入金額	<u>記帳・帳簿書類の保存あり</u>	<u>記帳・帳簿書類の保存なし</u>		
300万円超	社会通念で判断 ※概ね事業所得に区分されることを通達の解説で説明	<table border="1"> <tr> <td>社会通念で判断</td> <td rowspan="2">業務に係る雑所得</td> </tr> </table>	社会通念で判断	業務に係る雑所得
社会通念で判断		業務に係る雑所得		
300万円以下	業務に係る雑所得			